



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月31日(火) 号外(第9号)

目次

ページ

訓 令

○群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令(総務課)

2

訓令

群馬県訓令甲第一号

県庁
地域機関
専門機関

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
令和八年三月三十一日

群馬県知事 山本 一太

群馬県事務専決規程の一部を改正する訓令

群馬県事務専決規程(昭和四十三年群馬県訓令甲第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「危機管理監」の下に、「スポーツ推進監」を加え、同条第三号中「スポーツ局長」を「湯けむり国スポ・全スポぐんま大会局長」に改める。

第四条第一項ただし書中「消防保安課に係る事務をいう。」の下に、「スポーツ推進監の分掌事務(スポーツ振興課並びに大会総務課、施設調整課及び競技式典課に係る事務をいう。)」を加える。

別表第一第八号中「取り消し、又は特例民法法人の解散を命ずる」を「取り消す」に改める。

別表第二部長専決事項の欄第十三号中「の引受け等の許可」を「に関する認可、勧告、命令及び認可の取消し」に改め、同欄第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第二十号までを一号ずつ繰り上げ、同表専決事項の欄第六号及び第七号を削り、第八号を第六号とし、第九号から第二十一号までを二号ずつ繰り上げ、同欄第二十二号中「指導監督」を「事務(部長専決事項を除く。)」に改め、同号を同欄第二十号とし、同欄第二十三号を第二十一号とし、第二十四号から第五十八号までを二号ずつ繰り上げる。

別表第三第一号の表地域創生部の部文化振興課の項第二号中(二)を削り、(三)を(二)とし、(四)を(三)とし、同項第三号(二)中「別表」を「別表第一」に改め、同項第六号(一)中「使用に関する事項及び」を削り、同号(二)中「並びに施設の使用料」を削り、同項第八号中(一)を削り、(二)を(一)とし、同号(三)中「並びに使用料」を削り、同号(三)を同号(二)とし、同号(四)を同号(三)とし、同項第九号及び第十号を削り、同部文化財保護課の項中「文化財保護課」を「文化遺産課」に改め、第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例(令和元年群馬県条例第二十一号)に基づく次の事務

(一) 第三条の規定により、センターの利用の制限又は中止をすること(重要又は異例な場合に限る。)

三 群馬県立世界遺産センターの設置及び管理に関する条例施行規則(令和元年群馬県規則第三十四号)に基づく次の事務

(一) 第五条の規定により、必要な事項を定めること。

別表第三第一号の表生活こども部の部県民活動支援・広聴課の項第二号中「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の下に「(平成十八年法律第四十九号)」を加え、同号(五)中「第二十九条第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項第三号中「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の下に「(平成十八年法律第五十号)」を加え、同号中(一)及び(二)を削り、(三)を(一)とし、(四)を(二)とし、(五)を(三)とし、同表環境森林部の部廃棄物・リサイクル課の項第三号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を削り、(四)を(二)とし、同項第三号の二を削り、同表農政部の部農業構造政策課の項第二号(中)「第十五条の四」を「第十六条」に改め、同部農村整備課の項第一号(中)「第五十六条第三項」を「第五十六条第四項」に改め、同号中(四)を(三)とし、(五)から(七)までを(四)から(六)までとし、(八)を削り、同号(七)中「第二十九条の第三項」を「第二十九条の第四項」に改め、同号(七)を同号(八)とし、同号(八)の前に次のように加える。

(九) 第八十三条の二第三項の規定による土地改良区連合の解散を認可すること。

別表第三第一号の表農政部の部農村整備課の項第一号中(六)を(八)とし、(五)を(七)とし、(四)の次に次のように加える。

(五) 第七十六条の五第二項の規定により、施設管理土地改良区の一般社団法人への組織変更を認可すること。

(六) 第七十六条の十三第二項の規定により、施設管理土地改良区の認可地縁団体への組織変更を認可すること。

別表第三第二号の表会計局の部会計管理課の項第一号中(三)を(四)とし、(二)を(三)とし、(一)を(二)とし、(二)の前に次のように加える。

(一) 第五十三条第一項第八号の規定により、直接収納を認めること。

別表第三第三号の表総務部の部総務事務管理課の項第三号(一)中「第十六条第二項」を「第十六条第三項」に改め、同項第四号(一)中「第七条」を「第六条」に、「第十条」を「第九条」に改め、同表地域創生部の部文化財保護課の項中「文化財保護課」を「文化遺産課」に改め、同表生活こども部の部こども・子育て支援課の項第三号中「児童福祉法施行令」の下に「(昭和二十三年政令第七十四号)」を加え、同部児童福祉課の項第十四号を削り、第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 児童福祉法施行規則に基づく次の事務

(一) 第三十七条第六項の規定による児童福祉施設の建物その他設備の規模及び構造、運営の方法並びに経営の責任者等の変更の届出を受け付けること(他課の所管に係るものを除く。)

別表第三第三号の表生活こども部の部児童福祉課の項第十五号から第十七号までを削り、第十八号を第十五号とし、同部県民活動支援・広聴課の項第六号(中)「及び第三項」を削り、「について閲覧又は謄写をさせる」を「を公表する」に改め、同項第七号中(一)から(九)までを削り、(十)を(一)とし、(十一)から(十三)までを(二)から(四)までとし、同号(四)中「及び第四項」を削り、同号(五)を同号(六)とし、同号(五)を削り、同号に次のように

加える。

(五) 第四百十条において準用する第三百三十五条第一項の規定により、群馬県公益

認定等審議会に書類の写し等を送付すること。

(六) 第四百十条において準用する第三百三十五条第二項(第四号を除く。)の規定により、群馬県公益認定等審議会に通知すること。

別表第三号の表生活こども部の部県民活動支援・広聴課の項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)に基づく次の事務

(一) 公益信託(信託行為の目的が他課の主管に属するものを除く。)に関するこ

と。
別表第三号の表健康福祉部の部地域福祉課の項第十五号中「第三条」を「第四条」に改め、同部監査指導課の項第三号中(二)を削り、(三)とし、(四)から(六)までを(三)から(五)までとし、同部障害政策課の項中第十号を第十三号とし、第四号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の三号を加える。

四 児童福祉法に基づく次の事務

(一) 第二十一条の五の十五第一項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定を行うこと。

(二) 第二十一条の五の十六第一項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定の更新を行うこと。

(三) 第二十一条の五の二十第三項又は第四項の規定による指定障害児通所支援事業者の指定に係る障害児通所支援事業所の名称等の変更又はその事業の廃止、休止若しくは再開の届出を受け付けること。

(四) 第二十一条の五の二十二第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者等に対し、報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)

(五) 第二十一条の五の二十三第一項の規定により、指定障害児事業者等に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)

(六) 第二十一条の五の二十三第二項の規定により、勧告を受けた指定障害児事業者等がその勧告に従わなかつた旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(七) 第二十一条の五の二十三第三項及び第四項の規定により、勧告を受けた指定障害児事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。

(八) 第二十一条の五の二十四第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。

(九) 第二十一条の五の二十五の規定により、公示すること。

(十) 第二十一条の五の二十六第二項又は第三項の規定による指定障害児事業者等からの業務管理体制の整備に関する届出又は届出事項の変更の届出を受け付けること。

(十一) 第二十一条の五の二十七第一項の規定により、指定障害児事業者等に対し、業務管理体制の整備に関して必要と認める事項の報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)

(十二) 第二十一条の五の二十八第一項の規定により、業務管理体制の整備に関する届出をした指定障害児事業者等に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)

(十三) 第二十一条の五の二十八第二項の規定により、勧告を受けた指定障害児事業者等がその勧告に従わなかつた旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(十四) 第二十一条の五の二十八第三項及び第四項の規定により、勧告を受けた指定障害児事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。

(十五) 第二十四条の二第二項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所給付費を支給すること。

(十六) 第二十四条の三第十項又は第十一項の規定により、指定障害児入所施設等に対し障害児入所給付費を支払い、又は障害児入所給付費の支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託すること。

(十七) 第二十四条の六第一項の規定により、入所給付決定保護者に対し、高額障害児入所給付費を支給すること。

(十八) 第二十四条の七第一項の規定により、入所給付決定保護者に対し、特定入所障害児食費等給付費を支給すること。

(十九) 第二十四条の九第一項の規定による指定障害児入所施設の指定を行うこと。

(二十) 第二十四条の十第一項の規定による指定障害児入所施設の指定の更新を行うこと。

(二十一) 第二十四条の十三第三項の規定による指定障害児入所施設の設置者の住所等の変更の届出を受け付けること。

(二十二) 第二十四条の十四の規定による指定障害児入所施設の辞退を受け付けること。

(二十三) 第二十四条の十五第一項の規定により、指定障害児入所施設等の設置者等に対し、報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)

(二十四) 第二十四条の十六第一項の規定により、指定障害児入所施設等の設置者に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)

(二十五) 第二十四条の十六第二項の規定により、勧告を受けた指定障害児入所施設等の設置者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)

(二十六) 第二十四条の十六第三項及び第四項の規定により、勧告を受けた指定障害児入所施設等の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。

- (七) 第二十四条の十七の規定により、指定障害児入所施設の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止すること。
- (八) 第二十四条の十八の規定により、公示すること。
- (九) 第二十四条の十九の規定により、指定障害児入所施設等に関し必要な情報の提供を行い、その利用に関する相談に応じ、及び助言を行うこと。
- (十) 第二十四条の十九の二において準用する第二十一条の五の二十六第二項又は第三項の規定による指定障害児入所施設等の設置者からの業務管理体制の整備に関する届出又は届出事項の変更の届出を受け付けること。
- (十一) 第二十四条の十九の二において準用する第二十一条の五の二十七第一項の規定により、指定障害児入所施設等の設置者に対し、業務管理体制の整備に関し必要と認める事項の報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十二) 第二十四条の十九の二において準用する第二十一条の五の二十八第一項の規定により、業務管理体制の整備に関する届出をした指定障害児入所施設等の設置者に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十三) 第二十四条の十九の二において準用する第二十一条の五の二十八第二項の規定により、勧告を受けた指定障害児入所施設等の設置者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (十四) 第二十四条の十九の二において準用する第二十一条の五の二十八第三項及び第四項の規定により、勧告を受けた指定障害児入所施設等の設置者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。
- (十五) 第二十四条の二十第一項の規定により、入所給付決定保護者に対し、障害児入所医療費を支給すること。
- (十六) 第二十四条の二十第三項の規定により、障害児入所医療費を入所給付決定保護者に代わり、指定障害児入所施設等に支払うこと。
- (十七) 第二十四条の二十一において準用する第十九条の二十第一項又は第四項の規定により、障害児入所医療費の額を決定し、又は障害児入所医療費の支払に関する事務を社会保険診療報酬支払基金若しくは国民健康保険団体連合会に委託すること。
- (十八) 第二十四条の三十八第二項又は第三項の規定による指定障害児相談支援事業者からの業務管理体制の整備に関する届出又は届出事項の変更の届出を受け付けること。
- (十九) 第二十四条の三十九第一項の規定により、指定障害児相談支援事業者に対し、業務管理体制の整備に関して必要と認める事項の報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に質問させ、若しくは設備等を立入検査させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十) 第二十四条の四十第一項の規定により、指定障害児相談支援事業者に対し、勧告すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十一) 第二十四条の四十第二項の規定により、勧告を受けた指定障害児相談支援

- 業者がその勧告に従わなかつた旨を公表すること(他課の所管に属するものを除く。)
- (二十二) 第二十四条の四十第三項及び第四項の規定により、勧告を受けた指定障害児相談支援事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命じ、その旨を公示すること。
- (二十三) 第三十五条第四項の規定による児童福祉施設の設置を認可すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十四) 第三十五条第十二項の規定による児童福祉施設の廃止又は休止を承認すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十五) 第四十六条第一項の規定により、児童福祉施設の設置者等に対し、必要な報告を求め、又は職員に、関係者に対して質問させ、若しくは施設に立入検査をさせること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十六) 第四十六条第三項の規定により、児童福祉施設の設置者に対し、必要な改善を勧告し、又は必要な改善を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十七) 第四十六条第四項の規定により、児童福祉施設の設置者に対し、その事業の停止を命ずること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十八) 第四十七条第一項ただし書の規定による児童福祉施設入所児童の縁組の代諾を許可すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (二十九) 第五十六条の五の五第二項において準用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第百三条の規定により、審査請求人若しくは関係人に対して報告若しくは意見を求め、その出頭を命じて審問し、又は医師等に診断その他の調査をさせること。
- (三十) 第五十七条の二第三項により、偽りその他不正の手段により障害児入所給付費等の支給を受けた者からその障害児入所給付費等の額に相当する金額の全部又は一部を徴収すること。
- (三十一) 第五十七条の二第五項の規定により、偽りその他不正の行為により障害児入所給付費等の支給を受けた指定障害児入所施設等から、その額を返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせること。
- (三十二) 第五十七条の三第三項の規定により、障害児の保護者等に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (三十三) 第五十七条の三の三第一項の規定により、障害児通所給付費等の支給に係る障害児の保護者等に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (三十四) 第五十七条の三の三第四項の規定により、障害児通所支援若しくは障害児相談支援を行った者等に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させること(他課の所管に係るものを除く。)
- (三十五) 第五十七条の四第三項の規定により、官公署又は銀行等に対し、障害児の保護者等の世帯に属する者の資産又は収入の状況につき、必要な文書の提供等を求めること。

- (庚) 第五十八条第一項の規定により、児童福祉施設の認可を取り消すこと(他課の所管に係るものを除く)。
- (辛) 第五十九条第一項の規定により、無認可児童福祉施設の設置者又は管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、事務所等に立入検査をさせること(他課の所管に係るものを除く)。
- (壬) 第五十九条第三項の規定により、無認可児童福祉施設の設置者に対し、その施設の設備又は運営の改善その他の勧告をすること(他課の所管に係るものを除く)。
- (癸) 第五十九条第四項の規定により、勧告を受けた施設の設置者がある場合に、従わなかつた旨を公表すること(他課の所管に係るものを除く)。
- (甲) 第五十九条第五項の規定により、事業の停止又は施設の閉鎖を命ずること(他課の所管に係るものを除く)。
- 五 児童福祉法施行令に基づく次の事務**
 - (一) 第三十八条の規定により、当該職員に児童福祉施設の実地検査を行わせること(他課の所管に係るものを除く)。
 - 六 児童福祉法施行規則に基づく次の事務**
 - (一) 第三十七条第六項の規定による児童福祉施設の建物その他設備の規模及び構造、運営の方法並びに経営の責任者等の変更の届出を受け付けること(他課の所管に係るものを除く)。
- 別表第三第三号の表健康福祉部の部障害政策課の項に次の二号を加える。
- 十四 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律(令和三年法律第八十一号)に基づく次の事務**
 - (一) 第十四条第一項の規定による医療的ケア児支援センターの指定を行うこと。
 - (二) 第十六条第一項の規定により、医療的ケア児支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該医療的ケア児支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入らせ、調査若しくは質問をさせること。
 - (三) 第十七条の規定により、医療的ケア児支援センターに対し、改善のために必要な措置をとるべきことを命ずること。
 - (四) 第十八条の規定により、医療的ケア児支援センターの指定を取り消すこと。
- 十五 高次脳機能障害者支援法(令和七年法律第九十六号)に基づく次の事務**
 - (一) 第十九条第一項の規定による高次脳機能障害者支援センターの指定を行うこと。
 - (二) 第二十一条第一項の規定により、高次脳機能障害者支援センターに対し、その業務の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該高次脳機能障害者支援センターの事業所若しくは事務所に立ち入らせ、調査若しくは質問をさせること。
 - (三) 第二十二条の規定により、高次脳機能障害者支援センターに対し、改善のために必要な措置をとるべきことを命ずること。
 - (四) 第二十三条の規定により、高次脳機能障害者支援センターの指定を取り消すこと。

- 別表第三第三号の表環境森林部の部廃棄物・リサイクル課の項第十三号中(丑)を(寅)とし、(卯)から(辰)までを(辰)から(巳)までとし、(巳)の前に次のように加える。
- (十) 第二十条の規定により、埋立等事業の施行に関し必要な改善又は埋立等事業の停止を命ずること。
- 別表第三第三号の表環境森林部の部廃棄物・リサイクル課の項第十三号中(八)を(九)とし、(一)から(七)までを(二)から(八)までとし、(二)の前に次のように加える。
- (一) 第七条第二項の規定により、汚染された土砂等による埋立て等を停止し、又は現状保全のために必要な措置を命ずること。
- 別表第三第三号の表環境森林部の部廃棄物・リサイクル課の項第十三号の二中(丑)を(と)とし、(一)から(十)までを(二)から(十一)までとし、(二)の前に次のように加える。
- (一) 第八条第六項の規定により、同条第一項の許可に付した条件を変更すること。
- 別表第三第三号の表環境森林部の部廃棄物・リサイクル課の項第十三号の二に次のように加える。
- (丑) 第二十条の規定により、特定事業の施行に関し必要な改善又は特定事業の停止を命ずること。
- 別表第三第三号の表環境森林部の部廃棄物・リサイクル課の項に次の一号を加える。
- 十七 群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例(令和八年群馬県条例第二十二号)に基づく次の事務**
 - (一) 第七条第一項若しくは第三項又は第十一条第一項の規定により、再生資源物屋外保管業の許可、更新又は変更の許可をすること。
 - (二) 第九条(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により、許可又は変更の許可に必要な条件を付すること。
 - (三) 第十一条第三項の規定による再生資源物屋外保管業に係る軽微な変更の届出を受け付けること。
 - (四) 第十三条の規定による再生資源物屋外保管業者の廃業等の届出を受け付けること。
 - (五) 第十七条第一項の規定により、再生資源物屋外保管業者に対し、屋外保管等の方法の改善その他必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること。
 - (六) 第十七条第二項の規定により、同条第一項の勧告を受けた再生資源物屋外保管業者に対し、その勧告に係る措置等を命じ、又は再生資源物屋外保管業の全部若しくは一部の停止を命ずること。
 - (七) 第十八条の規定により、再生資源物屋外保管業者に対し、生活環境の保全における支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずること。
 - (八) 第十九条第一項又は第二項の規定により、再生資源物屋外保管業の許可を取り消すこと。
 - (九) 第二十条の規定により、屋外における保管を業とする者その他の関係者に対し、再生資源物屋外保管業その他必要な事項について報告を求めること。
 - (十) 第二十一条第一項の規定により、職員に立入検査等を行わせること。
 - (十一) 第二十二条の規定により、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照

会し、又は協力を求めること。

(四) 第二十五条により、市町村の指定、告示又は指定の解除をすること。

(五) 附則第三項の規定により、群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例の実施のために必要な準備行為を行うこと。

(六) 附則第五項の規定による届出を受け付けること。

別表第三号の表農政部の部農業構造政策課の項第九号(四)中「農用地利用配分計画」を「農用地利用集積等促進計画」に、「告示する」を「公告する」に改め、同項第十四号に次のように加える。

(七) 新規就農者育成総合対策に係る実施計画又は事業計画を承認すること(農業事務所長委任に係るものを除く。)

別表第三号の表農政部の部農村整備課の項第一号(一)中「農地利用集積円滑化団体」を削り、同号(二)中「第二十九条の三第一項」を「第二十九条の四第一項」に改め、同号(四)を次のように改める。

(四) 第三十六条第九項の規定による特定受益者に対する土地改良事業の経費の一部の徴収を認可すること。

別表第三号の表農政部の部農村整備課の項第一号(六)を(七)とし、(七)を(八)とし、(八)を(九)とし、同号(九)中「農地利用集積円滑化団体」を削り、同号(十)を(十一)とし、「を認可する」を「の認可をする」に改め、同号(十一)を(十二)とし、「を認可する」を「の認可をする」に改め、同号(十二)を(十三)とし、同号(十三)中「を」を「による」に改め、「農地利用集積円滑化団体」を削り、「を認可する」を「の認可をする」に改め、同号(十四)を(十五)とし、同号(十五)中「を」を「による」に改め、「農地利用集積円滑化団体」を削り、同号(十六)を(十七)とし、同号(十七)中「農地利用集積円滑化団体」を削り、同号(十八)を(十九)とし、同号(十九)中「農地利用集積円滑化団体」を削り、同号(二十)を(二十一)とし、同号(二十一)中「農地利用集積円滑化団体」を削り、同号(二十二)を(二十三)とし、同号(二十三)中「農地利用集積円滑化団体」を削り、同号(二十四)を(二十五)とし、同号(二十五)中「農地利用集積円滑化団体」を削り、同号(二十六)を(二十七)とし、同号(二十七)の次に次のように加える。

(一) 第五十七條の九第一項の規定による情報通信環境整備事業の計画の認可をすること。

(二) 第五十七條の十において準用する第五十七條の九の規定による情報通信環境整備事業の計画の変更の認可をすること。

(三) 第五十七條の十一において準用する第五十七條の九の規定による情報通信環境整備事業の計画の変更の認可をすること。

(四) 第五十七條の十二の規定により、連携管理保全事業を認可し、又は認可した旨を公告すること。

(五) 第五十七條の十三において準用する第五十七條の十二の規定により、連携管理保全事業の変更を認可し、又は認可した旨を公告すること。

(六) 第七十一条の七の規定により読み替えて適用する第六十九条第一項及び第七十一条の規定による財産処分の方法等及び決算報告の認可をすること。

(七) 第八十三条の二第二項及び第三項の規定による所属土地改良区の合併による解散及びその所属する土地改良区連合の権利義務の承継の認可をすること。

別表第三号の表産業経済部の部観光リトリート推進課の項第五号(三)及び第六号(三)を削り、同表県土整備部の部建築課の項第一号(四)中「第五十二条第一項第七号」を「第五十二条第一項第八号」に改め、同項第二号(四)を(五)とし、(三)を(四)とし、(二)の次に次のように加える。

(三) 第五条第一項の規定により、基礎調査のため他人の占有する土地に立ち入ること。

別表第三号の表県土整備部の部建築課の項第二号に次のように加える。

(六) 第十条第二項の規定により、関係市町村長の意見を聴くこと。

(七) 第十条第四項の規定により、宅地造成等工事規制区域を公示し、その旨を関係市町村長に通知すること。

(八) 第十二条第一項の規定による宅地造成等に関する工事の許可をすること。

(九) 第十五条第一項の協議を行うこと。

(十) 第十七条第二項の規定により、検査済証を交付すること。

(十一) 第十七条第五項の規定により、確認済証を交付すること。

(十二) 第十八条第二項の規定により、中間検査合格証を交付すること。

(十三) 第二十条第一項の規定により、許可を取り消すこと。

(十四) 第二十条第二項の規定により、当該工事の施行の停止又は災害防止措置をとることを命ずること。

(十五) 第二十条第三項の規定により、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて災害防止措置を命ずること。

(十六) 第二十条第四項の規定により、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等又は当該工事に従事する者に対して、当該工事の施行の停止等を命ずること。

(十七) 第二十一条第二項の規定により、工事主の氏名又は名称等を公表するとともに、関係市町村長に通知すること。

(十八) 第二十二條第二項の規定により、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成等に伴う災害の防止のために必要な措置をとることを勧告すること。

(十九) 第二十三條第一項の規定により、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずること。

(二十) 第二十四條第一項の規定により、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させること。

(二十一) 第二十五條の規定により、工事の状況について報告を求めること。

- (四) 第二十六条第二項の規定により、関係市町村長の意見を聴くこと。
- (五) 第二十六条第四項の規定により、当該特定盛土等規制区域を公示し、その旨を関係市町村長に通知すること。
- (六) 第二十七条第二項の規定により、工事主の氏名又は名称等を公表するとともに、関係市町村長に通知すること。
- (七) 第二十七条第三項の規定により、当該工事の計画の変更その他必要な措置をとるべきことを勧告すること。
- (八) 第二十七条第四項の規定により、当該勧告に係る措置をとるべきことを命ずること。
- (九) 第三十条第一項の規定による特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可をすること。
- (十) 第三十四条第一項の協議を行うこと。
- (十一) 第三十六条第二項の規定により、検査済証を交付すること。
- (十二) 第三十六条第五項の規定により、確認済証を交付すること。
- (十三) 第三十七条第二項の規定により、中間検査合格証を交付すること。
- (十四) 第三十九条第一項の規定により、許可を取り消すこと。
- (十五) 第三十九条第二項の規定により、当該工事の施行の停止を命じ、又は相当の猶予期限を付けて災害防止措置をとることを命ずること。
- (十六) 第三十九条第三項の規定により、当該土地の使用を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限を付けて災害防止措置を命ずること。
- (十七) 第三十九条第四項の規定により、弁明の機会の付与を行わないで、工事主等又は当該工事に従事する者に対して、当該工事の施行の停止等を命ずること。
- (十八) 第四十条第二項の規定により、工事主の氏名又は名称等を公表するとともに、関係市町村長に通知すること。
- (十九) 第四十一条第二項の規定により、擁壁等の設置又は改造その他特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。
- (二十) 第四十二条第一項の規定により、相当の猶予期限を付けて、擁壁等の設置若しくは改造、地形若しくは盛土の改良又は土石の除却のための工事を行うことを命ずること。
- (二十一) 第四十三条第一項の規定により、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させること。
- (二十二) 第四十四条の規定により、工事の状況について報告を求めること。
- (二十三) 第四十六条第二項の規定により、擁壁等の設置又は改造その他宅地造成又は特定盛土等に伴う災害の防止のため必要な措置をとることを勧告すること。
- (二十四) 第四十七条第一項の規定により、工事を行うことを命ずること。
- (二十五) 別表第三号の表県土整備部の部住宅政策課の項第十三号(中)「第五十条第一項」を「第七十条第一項及び第二項」に改め、同号(中)を同号(外)とし、同号(中)「第四十九条第一項」を「第六十九条第一項」に改め、同号(外)を同号(中)とし、同号(中)「第四十八条」を「第六十八条」に改め、同号(中)を同号(外)とし、同号(中)「第四十五

- 条第一項」を「第六十五条第一項」に、「により、」を「による」に改め、同号(中)を同号(外)とし、同号(中)「第四十四条第三項」を「第六十四条第四項」に、「受けた」を「した」に改め、「債務保証業務規程」の下に「又は残置物処理等業務規程」を加え、同号(中)を同号(外)とし、同号(外)の前に次のように加える。
- (四) 第六十四条第三項の規定による債務保証業務規程又は残置物処理等業務規程の変更の認可をすること。
- (五) 別表第三号の表県土整備部の部住宅政策課の項第十三号(中)「第四十四条第一項」を「第六十四条第一項」に、「により、」を「による」に、「の認可及び変更」を「又は残置物処理等業務規程」に改め、同号(中)を同号(外)とし、同号(中)「第四十三条第一項」を「第六十三条第一項」に、「により、」を「による」に、「を認可する」を「の認可をする」に改め、同号(中)を同号(外)とし、同号(中)「第四十条」を「第五十九条」に改め、同号(外)を同号(中)とし、同号(外)の次に次のように加える。
- (六) 第四十一条の規定により、居住安定援助計画を認定すること。
- (七) 第四十三条第一項の規定により、当該認定を受けた者に通知すること。
- (八) 第四十三条第二項の規定により、認定住宅の存する町村の長に通知すること。
- (九) 第四十四条第一項の規定による居住安定援助計画の変更を認定すること。
- (十) 第四十五条の規定による地位の承継を承認すること。
- (十一) 第五十条第一項の規定による専用賃貸住宅の目的外使用の承認をすること。
- (十二) 第五十条第二項の規定により、当該承認に係る認定住宅の存する町村の長に通知すること。
- (十三) 第五十四条第一項の規定により、認定事業者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、認定事業者等の事務所等に立ち入り、その業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること。
- (十四) 第五十五条の規定により、当該認定事業者に対し、その改善に必要な措置を命ずること。
- (十五) 第五十六条第一項又は第二項の規定により、計画の認定を取り消すこと。
- (十六) 別表第五農業事務所項第十九号(三)を削り、同表土木事務所の項中第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。
- 六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく次の事務
 - (一) 第四十二条第一項の規定により、家庭裁判所に対し、民法第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすること。
 - (二) 第四十二条第二項の規定により、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすること。
 - (三) 第四十二条第五項の規定により、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすること。
- 七 民法に基づく次の事務
 - (一) 第二百六十二条の二第一項の規定による裁判所に対する所在等不明共有者の持分を取得させる旨の請求をすること。

別表第五県土整備部関係地域機関等の項中第二号を第四号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく次の事務

(一) 第四十二条第一項の規定により、家庭裁判所に対し、民法第二十五条第一項の規定による命令又は同法第九百五十二条第一項の規定による相続財産の清算人の選任の請求をすること。

(二) 第四十二条第二項の規定により、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の二第一項の規定による命令の請求をすること。

(三) 第四十二条第五項の規定により、地方裁判所に対し、民法第二百六十四条の八第一項の規定による命令の請求をすること。

三 民法に基づく次の事務

(一) 第二百六十二条の二第一項の規定による裁判所に対する所在等不明共有者の持分を取得させる旨の請求をすること。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第三第三号の表環境森林部の部廃棄物・リサイクル課の項第十六号の次に一号を加える改正規定(同項第十七号(㉔)に係る部分を除く。)は、同年十月一日から施行する。

2 群馬県職員表彰規程(昭和五十五年群馬県訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「危機管理監」の下に「スポーツ推進監」を加える。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
